

＜問題－Ⅳ－（２）：都市計画及び地方計画＞

1. 小学校区を日常生活圏とする「近隣住区論」を唱えた人物の名称として、正しいものを a～d のなかから選びなさい。
  - a. C.A. ペリー
  - b. ケビン・リンチ
  - c. パトリック・ゲデス
  - d. エベネザー・ハワード
  
2. 第 2 次世界大戦後、東京の戦災復興都市計画を立案の責任者となった人物のうち、正しいものを a～d のなかから選びなさい。
  - a. 石川栄耀
  - b. 井上馨
  - c. 後藤新平
  - d. 高山栄華
  
3. 市町村が決定する都市計画のうち、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。
  - a. 特別用途地域
  - b. 地区計画
  - c. 防火地域・準防火地域
  - d. 準都市計画区域
  
4. 国土利用計画法の都道府県が定める土地利用計画において定める地域に関する記述のうち、誤っているものを次の a～d のなかから選びなさい。
  - a. 農業地域
  - b. 都市地域
  - c. 森林地域
  - d. 自然地域
  
5. 都市計画法第 6 条の 2 で規定されている、都道府県が定めるいわゆる「都市計画区域マスタープラン」の正式名称を次の a～d のなかから選びなさい。
  - a. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - b. 都市計画区域の整備、開発または保全の方針
  - c. 都市計画に関する基本的な方針
  - d. 都市計画区域に関する基本的な方針

6. **都市計画法第7条の「区域区分」に関する記述のうち、誤っているものをa～dのなかから選びなさい。**
- a. 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
  - b. 都市計画区域には、区域区分を定めなくてはならない。
  - c. 市街化区域には、少なくとも用途地域を定めるものとする。
  - d. 市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。
7. **地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に関する記述のうち、誤っているものをa～dのなかから選びなさい。**
- a. 歴史的風致維持向上計画を市町村が策定し、都道府県が認定する。
  - b. 重要文化財建造物等の周辺において重点区域を定めることができる。
  - c. 市町村長が歴史的風致形成建造物を指定できる。
  - d. 歴史的風致維持向上地区計画の指定により、用途地域による制限に係わらず地域の歴史的風致に相応しい用途の建築が可能となる。
8. **つぎの記述のうち、都市計画法による地域地区でないものをa～dのなかから選びなさい。**
- a. 流通業務地区
  - b. 伝統的建造物群保存地区
  - c. 農業振興地域
  - d. 高度地区
9. **歴史的地区における地区交通計画に関する記述のうち、誤っているものをa～dのなかから選びなさい。**
- a. 通過交通を極力地区内に入れないよう、バイパスや環状道路整備を行う。
  - b. フリンジパーキングを地区の外延部に整備し、地区内の交通を徒歩や自転車利用に誘導する。
  - c. 古くから残る筋違い型の街路配置やクランク状の区画街路は、自動車交通の円滑化のために積極的に改良していく。
  - d. 歴史的建築物の連担する通りにおいて、幅員上の制約から十分な歩道の設置が不可能な場合は、裏通り等において歩行者空間を整備する。
10. **特殊街路の種類として、誤っているものをa～dのなかから選びなさい。**
- a. 自動車専用道
  - b. 歩行者専用道
  - c. 都市モノレール専用道
  - d. 路面電車道

11. 都市内物流の効果的な取り組みとして、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。

- a. 地域や大規模ビルでの共同輸配送の実施
- b. 路上駐車場の撤去
- c. 貨物集配車と一般乗用車の駐車可能路線の時間帯による指定
- d. 荷捌き駐車場の附置義務

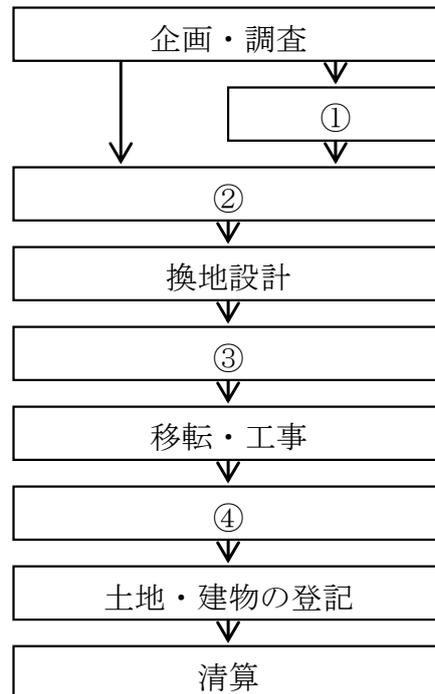
12. 自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）第 7 条の自転車等の駐車対策に関する総合計画に記載する事項として、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。

- a. 自転車駐車場等の整備の目標量
- b. 自転車駐車場等の整備の主体
- c. 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- d. 自転車駐車場等の整備における住民参加に関する事項

13. 市街地開発事業の都市計画の考え方に関する記述のうち、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。

- a. 都市構造に大きな影響を与える拠点開発など施行区域における都市活動が大幅に増大する市街地開発事業の都市計画については、施行区域外へ与える影響は考慮する必要はない。
- b. 市街地開発事業の都市計画決定にあたっては、都市計画区域マスタープラン及び都市再開発方針、市町村マスタープランに即する必要がある。
- c. 市街地開発事業の都市計画の決定に先立ち、予定地区周辺を含めた区域についての市街地整備の現況と課題、市街地整備の目標等を踏まえ、市街地開発事業の種類、施行区域の設定等について十分検討することが必要である。
- d. 市街地開発事業の事業展開に応じて、適切な宅地の利用により目指すべき市街地の形成や良好な都市環境の保全が図られるよう、地区計画等を併せて都市計画に定めることが望ましい。

14. 下図は土地区画整理事業の一般的な流れを示したものである。空欄に当てはまるものの組み合わせのうち、正しいものを a~d のなかから選びなさい。



- a. ①：換地処分、②：事業計画の決定、③：都市計画の決定、④：仮換地指定  
b. ①：事業計画の決定、②：都市計画の決定、③：換地処分、④：仮換地指定  
c. ①：仮換地指定、②：都市計画の決定、③：事業計画の決定、④：換地処分  
d. ①：都市計画の決定、②：事業計画の決定、③：仮換地指定、④：換地処分
15. 市街地再開発事業の役割に関する記述のうち、誤っているものを a~d のなかから選びなさい。

- a. 都市構造の再編に資する魅力ある都市拠点の創出  
b. 増加する人口の受け皿となる新市街地の整備  
c. 防災上危険な密集市街地の解消  
d. 都心居住の推進のための住宅市街地の総合的な整備

**16. 宅地造成等規制法に関する記述のうち、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。**

- a. 都道府県知事は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。
- b. 宅地造成工事規制区域はこの法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- c. 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、いかなる場合でも、当該工事に着手する前に、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- d. 国又は都道府県が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもって許可があったものとみなす。

**17. 緑の基本計画に関する記述のうち、正しいものを a～d のなかから選びなさい。**

- a. 緑の基本計画は、都道府県が定める計画である。
- b. 緑の基本計画は、主として都市計画区域内について講じるものにおいて定める計画である。
- c. 緑の基本計画は、都市緑化に関する計画であり、都市公園の整備は対象としない。
- d. 緑の基本計画は、市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合する必要はない。

**18. 都市緑地法及び景観法の規定による地域地区として、誤っているものを a～d のなかから選びなさい。**

- a. 景観地区
- b. 緑化地域
- c. 特別緑地保全地区
- d. 風致地区

**19. 地区公園の記述として正しいものを a～d のなかから選びなさい。**

- a. 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- b. 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等の利用に供することを目的とする公園
- c. 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- d. 主として一市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園

**20. 風致地区の記述のうち、誤っているものを次の a~d のなかから選びなさい。**

- a. 風致地区は、都市計画区域・準都市計画区域内において良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める。
- b. 風致地区内における建築物の新築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について、条例で都市の風致を維持するために受忍義務の範囲内で必要な規制をすることができる。
- c. 20ha 以上の風致地区については都道府県が、20ha 未満の場合は、市町村が風致地区を決定する。
- d. 非常災害のための必要な応急措置として行う行為については、風致地区内における行為であっても許可を要しない。